



地域に根ざした眼科医療を

現在、市立長浜病院の眼科には、湖北・湖東地域の病院では随一常勤医師が4人、視能訓練士(ORT)が4人在籍しており、充実した体制で眼科医療を提供しています。今回は、この特性を活かした市立長浜病院での取り組みを眼科の植田良樹先生に伺いました。

「当科では、通常の治療はもちろんのこと、市民のみなさんが、今後この地域でより安心して暮らしていただくために新しい取り組みを考えています。

まず、湖北・湖東地域では初めてとなるロービジョンクリニック(外来)を本年10月から開始します。これは低視力者の相談窓口となるものです。現在の視機能を最大限に活用して、日常生活に適応するための補装具等を選択するお手伝い、訓練、専門機関への紹介等を行うなど総合的なケアをさせていただきます。

次に、白内障手術において多焦点眼内レンズを選択肢に入れた手術を実施する予定です。現在、一般的に行われている白内障手術では単焦点眼内レンズが用いられ、手術の際に、遠くまたは近くのどちらを優先して見えるようにするかを選択していただくことになります。例えば遠くを見えるようにした場合、車を運転したりする場合は便利なのですが、新

聞など近くを見るときは老眼鏡をかける必要があります。多焦点レンズの場合は、遠くにも近くにもピントが合い、眼鏡を装着する必要性が少なくなります。ただし、現在のところ保険は適用されませんので、費用は本人負担となります。

その他、地域特有の危険因子(落屑症候群)の遺伝子解析や、黄斑変性疾患の解析への協力等を京都大学・大津赤十字病院と協力して行っており、今後の予防・治療法を模索していきたいと考えています。

市民のみなさんとの温かい関係を更に深め、現在の医療体制を維持、発展できるように努めていきたいと思っています。」

世界の眼科医療の現状 ～ネパールから～

ネパールにおける白内障での失明者は13万人以上いるといわれ、その内の80%は治療可能かあるいは予防が可能であるといわれています。その主な原因は貧困および医師不足によるものと考えられています。

今回お話を伺った植田先生は、2004年に続いて、この年末年始にネパールで行われたアイキャンプに参加され、白内障手術などの活動を行われました。



アイキャンプでは、普段は建物の眼科診療で、障子手術を行っていました。(写真右 植田先生)

植田先生から「毎日数百人の方が列をなして診察を待っておられる医療限界の姿を目の当たりにして、日本の医療環境のすばらしさを改めて感じるとともに、この医療環境を守っていかねばならないと痛感しました。」

「下肢静脈瘤」



市立長浜病院
心臓血管外科

洞井和彦先生

みなさんの中で、足に瘤ができた、血管が浮いて見え出したという方はおられますか？また、足が夕方になるとだるい、風呂あがりに急に足がかゆくなる、夜寝るころになると足が

痙攣するなどの症状の方はおられますか？

このような症状は下肢静脈瘤による可能性があります。静脈瘤は立ち仕事の方で、特に女性は出産を契機に発症するといわれています。

静脈瘤は、静脈内の血液の逆流が原因で、放置すると血行障害による皮膚炎や静脈血栓症を起こします。まれではありますが、肺梗塞等に重症化する場合もあります。

治療は、血液の逆流をなくすことですが、残念ながら飲み薬では治りません。治療には簡単な外科的処置が必要となりますが、3日間程度の入院ですみます。診断は外来での超音波検査のみです。お気づきの方は、お気軽に受診してください。

お知らせ

低所得世帯に 灯油等購入費助成金を



市は、国の「原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議」において決定された基本方針に基づき、原油価格の高騰に伴う緊急対策として、市内の低所得世帯に対して、冬季暖房に必要な灯油等購入費の一部を助成します。※助成の対象と思われる世帯には、市から案内文書を送付しています。

【助成額】
一世帯あたり5千円

【対象】

平成20年1月1日現在で、「所得・住所要件」をすべて満たし、「その他要件」の①～④のいずれかに該当する世帯。ただし、申請時において、当該世帯の全員が死亡している世帯は除く。

◆所得・住所要件

○平成19年度市・県民税が非課税の世帯
○次のいずれかの要件を満たす世帯
・世帯構成員が長浜市に住所を有している世帯
・児童扶養手当を受けている世帯
・生活保護を受けている世帯

母子・父子家庭のお子さんに 卒業支度金

母子家庭、父子家庭で平成20年3月に中学校を卒業されるお子さんの保護者に卒業支度金をお渡しします。



【対象】 中学校を卒業されるお子さんをもつ平成20年3月1日現在市内に住民登録を有する保護者
【支給金額】 お子さん1人につき1万円
【受付期間】 2月18日(月)～3月14日(金)
【持ち物】 申請者名義の預金通帳(ゆうちょ銀行以外)、印鑑

ご存知ですか？児童手当

小学校6年生までのお子さんを養育されている人を対象に、「児童手当」を支給しています。(所得制限あり)

【支給金額】 3歳未満：一律 1万円
3歳以上：第1・2子 5千円
第3子以降 1万円

申請・お問合せは、
本庁子育て支援課 (☎6514)
浅井支所市民福祉課(☎74354)
びわ支所市民福祉課(☎75253)

○社会福祉施設(軽費老人ホーム、ケアハウスおよび母子生活支援施設等その他利用者が在宅とみなされる施設を除く)または介護保険施設に当該世帯員(生活保護受給世帯は世帯構成員全員)が入所していない世帯。

◆その他要件
①高齢者世帯…75歳以上の人がいる70歳以上のみの世帯
②しやうがい者世帯…★身体障害者手帳(1・2級)を持つ人がいる世帯、★精神障害者保健福祉手帳(1・2級)を持つ人がいる世帯、★療育手帳(A判定)を持つ人がいる世帯
③ひとり親世帯…★児童扶養手当を受けている母子世帯、★福祉医療を受けている父子世帯
④生活保護世帯
【申請方法】
所定の書類に必要事項を記入の上、申請者(対象世帯の世帯主)の印鑑、申請者名義の預金通帳を添えて受付窓口までお越しください。※提出は、代理人でも可

【受付】
2月29日(金)まで
【受付窓口】
本庁東別館1階福祉課
浅井支所1階市民福祉課
びわ支所1階市民福祉課
お問合せは、次の部署へ。
●高齢者世帯
高齢福祉介護課いきいき長寿グループ(☎7789)
●しやうがい者世帯
福祉課しやうがい福祉グループ(☎6518)
●ひとり親世帯
子育て支援課子ども家庭支援グループ(☎6514)
●生活保護世帯
福祉課生活福祉グループ(☎6519)